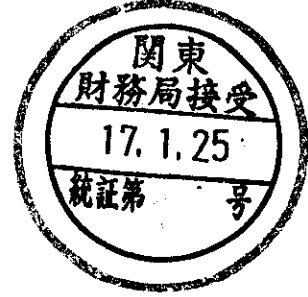


0056907U

371058

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



## 【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 4

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

【氏名又は名称】

社長 持田 昌典

英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【住所又は本店所在地】

ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【報告義務発生日】

平成17年1月19日

【提出日】

平成17年1月25日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

3名

【提出形態】

連名

## 第1【発行会社に関する事項】

## 1【発行会社】

発行会社の名称	(株)ホギメディカル
会社コード	3593
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区赤坂2-7-7

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者) / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	254,400		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 254,400	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 254,400		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年11月30日現在)	S 16,341,155
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	1.56
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.44

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年11月25日	普通株	12,500	処分	(貸借)
2004年12月13日	普通株	4,800	取得	(貸借)
2004年12月14日	普通株	1,400	取得	(貸借)
2004年12月20日	普通株	200	処分	(貸借)
2004年12月22日	普通株	4,600	取得	(貸借)
2004年12月28日	普通株	14,000	取得	(貸借)
2005年1月19日	普通株	100	取得	(貸借)



第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,097,400		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証書 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M	1,212,400	N
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	1,212,400	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	115,000	

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年11月30日現在)	S	16,341,155
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)		7.37
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		6.44

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年11月22日	普通株	200	処分	
2004年11月25日	普通株	100	処分	
2004年11月26日	普通株	1,500	取得	
2004年11月30日	普通株	100	処分	
2004年12月1日	普通株	9,300	取得	(一部貸借)
2004年12月2日	普通株	1,400	取得	
2004年12月3日	普通株	26,600	取得	(一部貸借)
2004年12月6日	普通株	33,500	取得	(貸借)
2004年12月7日	普通株	12,100	処分	
2004年12月8日	普通株	9,300	取得	
2004年12月9日	普通株	2,500	取得	
2004年12月10日	普通株	9,600	取得	(一部貸借)
2004年12月13日	普通株	56,000	処分	(貸借)
2004年12月14日	普通株	20,000	取得	(貸借)
2004年12月15日	普通株	18,000	取得	(貸借)
2004年12月16日	普通株	8,700	取得	(貸借)
2004年12月17日	普通株	63,600	取得	(貸借)
2004年12月20日	普通株	4,000	処分	(一部貸借)
2004年12月21日	普通株	20,000	取得	(貸借)
2004年12月22日	普通株	4,600	取得	(貸借)
2004年12月24日	普通株	100	取得	
2004年12月27日	普通株	28,100	取得	(貸借)
2004年12月28日	普通株	100	取得	
2004年12月29日	普通株	100	取得	
2005年1月4日	普通株	100	取得	
2005年1月6日	普通株	400	取得	
2005年1月7日	普通株	100	処分	
2005年1月11日	普通株	600	処分	
2005年1月12日	普通株	14,100	処分	(一部貸借)
2005年1月13日	普通株	21,900	取得	(一部貸借)
2005年1月14日	普通株	1,700	取得	
2005年1月17日	普通株	800	取得	
2005年1月18日	普通株	1,100	処分	
2005年1月19日	対象有価証券カバードワラント	115,000	取得	
2005年1月19日	普通株	3,500	取得	(一部貸借)

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により1,097,400株の借入(ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー等からの借入)





**第2【提出者に関する事項】****3【提出者(大量保有者) / 3】****(1)【提出者の概要】****①【提出者(大量保有者)】**

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

**②【個人の場合】**

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

**③【法人の場合】**

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

**④【事務上の連絡先】**

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

**(2)【保有目的】**

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	649,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 649,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 649,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年11月30日現在)	S 16,341,155
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	3.97
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	3.63

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2004年12月6日	普通株	7,500	取得	(貸借)
2004年12月13日	普通株	56,300	処分	(貸借)
2004年12月14日	普通株	20,000	取得	(貸借)
2004年12月15日	普通株	15,000	取得	(貸借)
2004年12月16日	普通株	8,700	取得	(貸借)
2004年12月17日	普通株	63,600	取得	(貸借)
2004年12月21日	普通株	36,000	取得	(貸借)
2004年12月27日	普通株	20,000	取得	(貸借)
2005年1月19日	普通株	35,000	取得	(貸借)



### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs & Co.

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	2,000,800		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D 115,000		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 2,115,800	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 2,115,800		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 115,000		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16年11月30日現在)	S 16,341,155
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	12.86
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	11.51

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau  
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.  
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15<sup>th</sup> day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy  
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton

Name: Oliver S. R. Buxton

Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート 133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は 2004 年 11 月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

\_\_\_\_\_  
(署名)

マネージング・ディレクター

\_\_\_\_\_  
(署名)

アシスタント・セクレタリー

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of  
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27<sup>th</sup> Floor  
Jersey City, NJ 07302  
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド  
東京都港区六本木6丁目10番1号  
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

\_\_\_\_\_  
(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン  
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー  
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302  
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27階